

## 措置入院等の運用マニュアル等について

## 1 今後の対応方針

- 国のガイドラインの内容のうち、法定受託事務にあたる部分は「運用方針編（仮）」として国のガイドラインに沿って作成し、道の運用実態を踏まえた内容を「マニュアル編（仮）」として策定することを検討中。
- 警察官通報の適正化が課題の一つであり、措置入院等の国のガイドライン検討会議WGから警察官通報のあり方の検討部門を切り離し、警察官通報のあり方について議論する会議体を新設することを検討中。
- 過去の個別の通報事例について、保健所や警察における対応の妥当性を含めて確認を行うため、今後調査を実施する予定。

## 2 主な経過

時 点	概 要
H29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国が、「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」発出</li> <li>○ガイドラインを各保健所に通知</li> <li>※保健所等関係機関より意見を募集し、運用マニュアル等を整備し別途示す旨を通知</li> </ul>
H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議」の開催（第1回）</li> <li>・保健所の事務実態を調査し、課題等を踏まえて検討する方向性となる。</li> </ul>
H31 年度 R 元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議」の開催（第2回、第3回）</li> <li>・道の運用実態を議論する場として、ワーキンググループを設置する。</li> <li>・退院後支援マニュアルの策定を決定。</li> <li>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議 ワーキンググループ」開催（第1回、第2回）</li> <li>・措置入院に係る保健所実態調査方法の検討。</li> <li>○「措置入院等の運用マニュアル作成に関する保健所実態調査」実施</li> </ul>
R 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「措置入院者の退院後支援に関する運用マニュアル」運用開始(R2.4.1)</li> <li>○措置入院に係る保健所実態調査結果分析</li> <li>・精神保健福祉センターに分析を依頼</li> <li>○道警本部生活安全部へ 23 条通報の取扱いに係る協議を申し入れ</li> <li>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議 ワーキンググループ」開催（第3回）</li> <li>・地域事情を踏まえたマニュアルとする方向性で進むこととした。</li> </ul>
R 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道警本部生活安全部から協議の回答受理</li> </ul>
R 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「措置入院等の国のガイドライン検討会議 ワーキンググループ」開催（第4回）</li> <li>・今までの経緯の整理と、今後の方向性を検討（上記1のとおり）。</li> </ul>

(参考) 対応方針の詳細 (R4.12 第4回WGにおいて提示)

【1】 今後の方向性について

＜本庁案概要＞

- 1 措置入院等の国のガイドライン検討会議WGと切り離し、警察官通報のあり方の問題解決のWG等を新設する（本庁案：「23条通報に関するWG」）
- 2 「北海道における措置入院等の運用マニュアル（仮）」を策定
  - （1）「措置入院の運用に関する運用方針編（仮）」及び「措置入院の運用に関するマニュアル編（仮）」に分けて検討し、2つ合わせて道のマニュアルとして策定する（二部編成）。
  - （2）マニュアル編については、上記1等により都度改正を前提とした運用を行っていく。

【2】 措置入院等の運用マニュアルの方向性について

（1）国のガイドラインとの関係性について

国の措置入院の運用に係るガイドラインは、法廷受託事務に関する基準とされているが、「措置診察・入院が不要となった後の支援」「地域の関係者による協議の場」及び「運用マニュアルの整備、研修の実施」は除くとされている。

（2）二部編成とすることについて

法定受託事務部分を策定することは必要なため、原則的で普遍的な表現を記載する部分を「運用方針編（仮）」とし、現実的な実務部分については「マニュアル編（仮）」として作成したい考え。

（3）マニュアル編の運用方針について

マニュアルについては、調査結果の分析等を踏まえ、標準的な取扱いを定めることが望ましい一方、策定時点でつぶさに反映し、完璧な基準を定める難しさも感じているところ。策定後も、都度道警本部との調整結果を反映させる運用が想定される。

そのため、都度改正を前提とした現実的な実務部分を「マニュアル編」として分け、柔軟な運用を行っていくこととしたい。

なお、WG 要領第3項に「道における運用方針及びマニュアルの策定」としており、運用方針とマニュアルに分けること自体は問題ない。

☆厚生労働省確認事項

「措置入院の運用に関するガイドライン」は、「措置診察・入院が不要となった後の支援」「地域の関係者による協議の場」及び「運用マニュアルの整備、研修の実施」を除き法定受託事務に関する処理基準とされており、措置入院事務を行うにあたり拠るべき基準である。

そのため、マニュアルを整備する場合、ガイドラインを大きく逸脱するような取扱いを設けることは不適切であるが、地域の実情を取り入れることは想定されている。